平成３０年（フ）第１９号
滋賀県東近江市宮川町674番地13
債務者　廣島　一男
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若山　桃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第７９７号
横浜市磯子区岡村８丁目８番10号
債務者　大島　誠之
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部新治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７９８号
横浜市磯子区岡村８丁目８番10号
債務者　大島美和子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部新治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６号
岡山県真庭市草加部815番地２、前住所岡山県真庭市勝山22番地13
債務者　眞木　智美（旧姓本名・金本）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　照正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第２０７号
兵庫県三田市あかしあ台１丁目16番地19
債務者　森本みゆき
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　判治　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０号
群馬県高崎市天神町126番地４　メゾンドールＳ・Ｔ403号
債務者　黒﨑浩一郎
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮森　惣平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２９０号
長崎県長崎市本原町28番13号　ホワイトハウス30Ａ、旧住所長崎県長崎市高尾町６番38号浦岡方
債務者　髙比良美歌子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
群馬県桐生市東２丁目２番16号　リヴィエールカナヤＡ206、前住所群馬県太田市小舞木町417番地　アビーロード202号
債務者　松本　秀子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　祥充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第５号
新潟県佐渡市姫津285番地
債務者　森川　敬弘
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成３０年（フ）第８３号
長崎県長崎市大浜町942番地17
債務者　佐野　竜太
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　孝聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第８６号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目２番35号
債務者　岩村　　翼
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第８７号
函館市宇賀浦町16番２号
債務者　土谷　光男
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第８８号
函館市宇賀浦町16番２号
債務者　土谷　郁子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第９４号
北海道茅部郡鹿部町字鹿部259番地６　湯ノ沢団地Ｎｏ．３　１号
債務者　吉田　末子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第９９号
函館市美原４丁目23番２―203号
債務者　岩見絵理子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１０５号
北海道北斗市大工川１丁目１番60号
債務者　成田　波美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１０９号
北海道北斗市中野通１丁目８番１―106号
債務者　大清水ムツ子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１１１号
函館市亀田港町３番10号　アスティ18　107
債務者　小路　昌伸
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
函館地方裁判所